



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 6 月 10 日 (月 曜 日) 第 516 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1
- 産業廃棄物処理施設の変更許可申請書の縦覧… (循環社会推進課) 1
- 保安林の指定… (自然環境課) 2
- 林業用種苗生産事業者の登録… (森林経営課) 2
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の

頁

- 一部改正… (水産政策課) 2
- 道路の区域の変更 (2件) … (道路保全課) 2

公 告

- 土地改良区の役員の就任の届出 (3件) … (農村整備課) 3
- 土地改良区の役員の就任の届出 (7件) … (“) 3
- 土地改良区の定款変更の認可 (3件) … (“) 7
- くろまぐろ (大型魚) に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更… (漁業管理課) 7

告 示

宮崎県告示第 318号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
しげひらクリニック	都城市神之山町2030番地1	令和6年3月31日
曾我歯科医院	都城市姫城町2街区13号	令和6年3月30日
しばた薬局	都城市志比田町5427番地15	令和6年4月6日
松田整形外科医院	日南市中央通2丁目3番地5	令和6年3月14日

宮崎県告示第 319号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137号) 第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができる。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代

表者の氏名

門川クリーン株式会社

東臼杵郡門川町大字加草53番地4

門川クリーン株式会社 代表取締役 中島聖智

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

東臼杵郡門川町大字加草字堂ケ内49番1の一部、49番2の一部、49番3の一部、49番4の一部、49番5の一部、50番、51番1、51番2の一部、51番3、53番4の一部

3 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

- (1) 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)
- (2) ゴムくず
- (3) 金属くず
- (4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)
- (5) がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

5 申請年月日

令和6年4月18日

6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県環境森林部循環社会推進課及び宮崎県日向保健所並びに門川町環境水道課

(2) 期間

令和6年6月10日から令和6年7月10日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県環境森林部循環社会推進課

(2) 期間

令和6年6月10日から令和6年7月24日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

8 意見書の記載事項等

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

宮崎県告示第 320号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 串間市大字市木字轟6787、6792、字新別府6797-6、6797-7、6798
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 321号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1428	小林 真吾 宮崎県都城市高城町大井手 485番地 1	採取	幼苗の育成	小林 真吾 宮崎県都城市高城町大井手 485番地 1

宮崎県告示第 322号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。
 なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
日南市 第二加 入区	日南市漁業協同組合の地区のうち大堂津支所の地域	1 総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの	日南市 第二加 入区	日南市漁業協同組合の地区のうち旧鶴戸支所の地域以外の地域	1 総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの 2 総トン数20トン未満の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの 3 大堂津地区以外の者が営む総トン数10トン未満の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業以外の漁業を行うもの
日南市 第三加 入区	日南市漁業協同組合の地区のうち旧鶴戸支所の地域及び大堂津支所の地域以外の地域	1 総トン数20トン未満の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの 2 総トン数10トン未満の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業以外の漁業を行うもの	[略]		
[略]			[略]		

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 323号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年6月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	都城市山田 町山田字脇 之馬場3889 番9地先か ら同市同町 同字中牟田 4297番19地 先まで	旧	12.6～ 16.9	169.8
				新	14.5～ 25.2	175.9

宮崎県告示第 324号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年6月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
225	県道	八重原 延岡線	延岡市小野 町5594番1 地先から同 市同町5592 番 151地先 まで	旧	19.0～ 31.3	81.0
				新	19.2～ 36.3	81.0

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	森 田 利 男	都城市高崎町東霧島 436番地 2

（任期：令和8年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、日南市東郷土地改良区（日南市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	池 田 幸 子	日南市大字松永26番地

（任期：令和9年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 口 岡太郎	都城市郡元町2831番地

（任期：令和9年6月11日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	貴 島 俊 一	宮崎市清武町船引6810番地
監 事	鬼 束 健 二	宮崎市清武町船引7348番地 3

（任期：令和7年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	貴 島 一 幸	宮崎市清武町船引6853番地 5

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、宮崎市北土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鳥 丸 秀 秋	宮崎市大字上北方 148番地 1
理 事	海老原 一 光	宮崎市大字瓜生野3206番地 2

理 事	川 越 定 光	宮崎市大字大瀬町3042番地
理 事	黒 木 光太郎	宮崎市大字糸原3439番地 8
理 事	押 川 芳 彦	宮崎市大字大瀬町 931番地 1
理 事	湯 地 久	宮崎市大字瓜生野 804番地 3
理 事	原 田 俊	宮崎市大字糸原2605番地ロ号
理 事	園 田 孝 志	宮崎市大字瓜生野2264番地
理 事	外 山 康 博	宮崎市大字大瀬町5815番地
理 事	日 高 信 広	宮崎市大字上北方 869番地 2
理 事	田 原 博	宮崎市大字糸原 370番地 2
監 事	井戸川 真 樹	宮崎市大字上北方 791番地 1
監 事	吉 野 正 浩	宮崎市大字瓜生野4490番地
監 事	押 川 光 秋	宮崎市大字大瀬町 725番地
監 事	松 井 一 郎	宮崎市大字糸原3451番地 4
監 事	久木山 克 信	宮崎市大字瓜生野2182番地 3

(任期：令和 8 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鳥 丸 秀 秋	宮崎市大字上北方 148番地 1
理 事	海老原 一 光	宮崎市大字瓜生野3206番地 2
理 事	川 越 定 光	宮崎市大字大瀬町3042番地
理 事	黒 木 光太郎	宮崎市大字糸原3439番地 8
理 事	押 川 芳 彦	宮崎市大字大瀬町 931番地 1
理 事	湯 地 久	宮崎市大字瓜生野 804番地 3
理 事	井 上 嘉 美	宮崎市大字上北方1058番地 3
理 事	原 田 俊	宮崎市大字糸原2605番地ロ号
理 事	長 友 安 弘	宮崎市大字瓜生野2537番地
理 事	外 山 康 博	宮崎市大字大瀬町5815番地
理 事	脇 田 一 正	宮崎市大字糸原 446番地

監 事	坂 本 泰 道	宮崎市大字上北方 659番地 5
監 事	蛭 原 和 美	宮崎市大字瓜生野4575番地 1
監 事	白 波 市 郎	宮崎市大字大瀬町 955番地ロ
監 事	松 井 一 郎	宮崎市大字糸原3451番地 4
監 事	久木山 克 信	宮崎市大字瓜生野2182番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 6 年 6 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	藤 原 榮 伸	宮崎市大字広原5757番地
理 事	仁田脇 眞 二	宮崎市大字新名爪4396番地
理 事	鬼 塚 憲 昭	宮崎市大字島之内5727番地
理 事	奥 松 健 二	宮崎市大字島之内9509番地 3
理 事	長 友 浩 徳	宮崎市大字広原7870番地 2
理 事	外 山 惣 一	宮崎市大字新名爪1281番地 3
理 事	中 原 鉄 雄	宮崎市大字芳土1642番地 2
理 事	河 野 浩	宮崎市波島 1 丁目43番14号イル・ソーレ 1 - 101号
理 事	児 玉 逸 郎	宮崎市大字島之内7606番地 1
理 事	坂 井 昭 一	宮崎市佐土原町下那珂2968番地11
理 事	日 高 正 俊	宮崎市大字新名爪 121番地 1
理 事	清 水 透	宮崎市大字広原1547番地
理 事	鈴 木 浩 之	宮崎市大字島之内3804番地 2
理 事	井 野 宏 治	宮崎市大字島之内7525番地
監 事	濱 田 広 行	宮崎市大字新名爪1796番地
監 事	原 田 盛 弘	宮崎市大字島之内7489番地 2

監 事	中 村 政 則	宮崎市大字島之内7458番地 2
-----	---------	------------------

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	藤 原 榮 伸	宮崎市大字広原5757番地
理 事	仁田脇 眞 二	宮崎市大字新名爪4396番地
理 事	井 野 宏 治	宮崎市大字島之内7525番地
理 事	田 原 宏 徳	宮崎市大字島之内9285番地 1
理 事	長 友 浩 徳	宮崎市大字広原7870番地 2
理 事	外 山 惣 一	宮崎市大字新名爪1281番地 3
理 事	中 原 鉄 雄	宮崎市大字芳士1642番地 2
理 事	工 藤 克 也	宮崎市大字広原 255番地 1
理 事	児 玉 逸 郎	宮崎市大字島之内7606番地 1
理 事	坂 井 昭 一	宮崎市佐土原町下那珂2968番地11
理 事	日 高 正 俊	宮崎市大字新名爪 121番地 1
理 事	井 野 利 三	宮崎市大字島之内3365番地 1
理 事	鈴 木 誠	宮崎市大字島之内7434番地 1
理 事	鬼 塚 憲 昭	宮崎市大字島之内5727番地
監 事	猪 野 健 治	宮崎市大字広原1106番地 1
監 事	濱 田 広 行	宮崎市大字新名爪1796番地
監 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、石崎土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	近 藤 章	宮崎市佐土原町下那珂2062番地 1
理 事	根 井 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地

理 事	福 田 光 洋	宮崎市大字塩路2935番地 1
理 事	原 春 敏	宮崎市佐土原町下那珂2966番地47
理 事	大 西 裕 人	宮崎市佐土原町下那珂3966番地 8
監 事	日 野 弘 行	宮崎市佐土原町下那珂70番地
監 事	高 橋 治	宮崎市佐土原町下那珂2965番地 1 11

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	原 直 行	宮崎市佐土原町下那珂2966番地 3
理 事	根 井 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地
理 事	福 田 光 洋	宮崎市大字塩路2935番地 1
理 事	落 合 義 治	宮崎市佐土原町下那珂2048番地 1
理 事	鈴 木 孝 明	宮崎市佐土原町下那珂2964番地ト の10
理 事	細 川 洋 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂73番地 2
理 事	池 田 裕 俊	宮崎市佐土原町下那珂3425番地 1
理 事	藤 崎 宏 照	宮崎市佐土原町下那珂72番地イ
理 事	関 屋 秀 隆	宮崎市佐土原町下那珂3454番地 3
監 事	伊 東 正 博	宮崎市佐土原町下田島 20444番地 3 県営ひかりヶ丘C団地 101棟 1 06号
監 事	高 橋 治	宮崎市佐土原町下那珂2965番地 1 11

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	山 口 孝	東諸県郡国富町大字八代北俣 228 番地 1

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	岩 切 徳 充	東諸県郡国富町大字本庄1735番地 41

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、吉野堤内土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 越 章 嗣	宮崎市大字吉野 115番地 1
理 事	川 越 武 男	宮崎市大字堤内 115番地 2
理 事	川 越 学	宮崎市大字吉野 979番地
理 事	矢 野 忠 敏	宮崎市大字吉野 162番地
理 事	本 間 美 雄	宮崎市大字吉野 857番地
理 事	矢 野 久 人	宮崎市大字吉野 160番地
理 事	川 越 修 一	宮崎市大字堤内 187番地
理 事	川 越 美 利	宮崎市大字堤内 101番地 1
監 事	芳 野 孝 樹	宮崎市大字吉野62番地
監 事	上 杉 好 美	宮崎市大字吉野99番地 6

（任期：令和10年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 越 章 嗣	宮崎市大字吉野 115番地 1
理 事	川 越 武 男	宮崎市大字堤内 115番地 2
理 事	川 野 孝 一	宮崎市大字堤内 269番地 2号

理 事	矢 野 忠 敏	宮崎市大字吉野 162番地
理 事	井 戸 川 一 男	宮崎市大字吉野60番地
理 事	川 越 学	宮崎市大字吉野 979番地
理 事	川 越 美 敏	宮崎市大字吉野 874番地
理 事	川 越 弘 光	宮崎市大字堤内 154番地
監 事	矢 野 久 人	宮崎市大字吉野 160番地
監 事	上 杉 好 美	宮崎市大字吉野99番地 6

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、一ツ瀬川筋土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	青 木 俊 憲	宮崎市佐土原町下田島 982番地 1
理 事	西 岡 実	宮崎市佐土原町下田島 14242番地 8
理 事	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理 事	比 惠 島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3
理 事	杉 田 敏 和	宮崎市佐土原町下田島 12159番地 1
理 事	落 合 勝	宮崎市佐土原町下田島 11525番地
理 事	岩 切 修	宮崎市佐土原町下田島 11191番地
監 事	樋 口 厚	宮崎市佐土原町下田島 21619番地 34
監 事	樋 口 信 広	宮崎市佐土原町下田島6378番地 2

（任期：令和10年4月3日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 井 太	宮崎市佐土原町下田島7905番地イ
理 事	齋 藤 弘 幸	宮崎市佐土原町下田島 11088番地

理 事	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理 事	比 恵 島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3
理 事	西 岡 実	宮崎市佐土原町下田島 14242番地 8
理 事	杉 田 敏 和	宮崎市佐土原町下田島 12159番地 1
理 事	落 合 勝	宮崎市佐土原町下田島 11525番地
監 事	樋 口 厚	宮崎市佐土原町下田島 21619番地 34
監 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地の 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、岩戸原土地改良区（木城町）から令和 6 年 3 月 28 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 6 年 6 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、古城土地改良区（宮崎市）から令和 6 年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 6 年 6 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、綾町土地改良区（綾町）から令和 6 年 4 月 3 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 6 年 6 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第 5 項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和 6 年 5 月 31 日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 6 年 6 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から12月まで）	35.6トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	2.1トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）	3.8トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）	0.6トン

--	--